

産学官連携推進組織のうち本学が中心となる研究体制に関する取扱細則

平成 29 年 9 月 11 日制定 細則第 57 号

改正 平成 31 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 静岡県公立大学法人地域貢献及び産学官連携の推進組織に関する規程第 16 条に基づき、この細則を定める。

(対象)

第 2 条 この細則は、国その他の機関が行う研究公募等への申請又は応募に関するものであって、次のいずれにも該当するものを対象とする。

- (1) 静岡県公立大学法人(以下「本法人」という。)が、申請又は応募の主体となるもの
- (2) 本法人が、契約の主体となる(予定を含む)もの
- (3) 申請又は応募が採択された場合の実施内容が、静岡県立大学又は静岡県立大学短期大学部(以下「本学」という。)と本学以外の機関を含めた研究を推進するための体制(以下「研究推進体制」という。)に関するもの
- (4) 本学の機関とは別に、研究推進体制の代表者(研究推進体制の会則により会務を総理する権限を有する等の実質的な代表権限を有する者に限る。以下「代表者」という。)を定めるもの

(代表者)

第 3 条 代表者となる者は、次の基準によるものとする。

- (1) 産学官連携推進本部長が推進し申請又は応募に至ったものは、産学官連携推進本部長を代表者とする。
- (2) 部局長が推進し申請や応募に至った(複数の学部等に関係するものを含む)ものは、当該部局長を代表者とする。
- 2 代表者である産学官連携推進本部長又は部局長が、人事異動等により交代する場合、異動年月日の前日に前任者は代表者を辞任し、異動年月日に後任者がこれに就任するものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、産学官連携推進本部長又は部局長以外の教員(学内の者に限り、客員の教員を除く。)を、代表者として申請又は応募をしようとする者は、事前に、産学官連携推進本部長に協議するものとする。代表者を交代しようとする場合も同様とする。

(運営機関)

第 4 条 研究推進体制において、代表者のほかに研究推進体制の運営に関する意思決定機関(以下「運営機関」という。)を設置する場合、代表者がその運営機関を総理する。

- 2 運営機関の委員は、代表者が指名する。
- 3 運営機関の委員の過半数は、本学教員(客員の教員を除く。)とする。
- 4 運営機関の委員の任期は各年度末までとし、再任を妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、代表者が交代した場合、前代表者によって指名された委員は前代表者ととともに辞任するものとする。ただし、新たな代表者が指名した者が委員

として就任するまでの間、従前の委員がその職務を行う。

(その他の職の設置)

第5条 運営機関に委員以外の職を設置するときは、当該職の権限の範囲が、前条第2項に規定する委員の権限の範囲を超えないものとする。

(庶務)

第6条 庶務は、第3条第1項第1号の場合は地域・産学連携推進室、第2号の場合は当該部局とし、同条第3項の場合は産学官連携推進本部長が決定するものとする。

(特例)

第7条 国その他の機関が行う研究公募等における応募条件等により、前条までのすべての規定に該当することが困難な場合は、事前に、産学官連携推進本部長に協議するものとする。

(産学官連携推進本部長からの要請)

第8条 産学官連携推進本部長以外の者が代表者である研究推進体制において、産学官連携推進本部長は、その所管事項を推進する観点から必要と認められる事項について、随時、当該代表者に要請を行うことができる。

2 前項の要請があった場合、要請を受けた代表者は、これを尊重するものとする。

(報告)

第9条 産学官連携推進本部長以外の者が代表者である研究推進体制における代表者は、毎年度末日までに、当該年度の活動状況を、産学官連携推進本部長に報告するものとする。

(設置要綱の制定)

第10条 代表者は、産学官連携推進本部長の決裁を得て、運営機関に関する設置要綱を制定するものとする。

2 研究推進体制の会則等を別に当該研究推進体制において定める場合、その内容は、本細則と矛盾を生じてはならない。

(委任)

第11条 産学官連携推進本部長は、この細則の実施に関して必要な事項を定めることができる。

附 則

1 この細則は、平成29年9月11日から施行する。

2 この細則の施行の際、現にこの細則の対象となるものがある場合は、速やかに、この細則に基づく手続をとるものとする。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。